

第 3 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書 (案)

第 3 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書 (案)

(斐 伊 川 森 林 計 画 区)

(第 二 次 変 更 計 画)

計 画 期 間 { 自 平 成 2 0 年 4 月 1 日
至 平 成 2 5 年 3 月 3 1 日 }

(変 更 年 月 平 成 2 3 年 3 月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画〕

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1

〔国有林野施業実施計画〕

3 林道の整備に関する事項	2
---------------------	---

第3次地域管理経営計画（斐伊川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成23年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うために必要な林道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間（平成20年度～平成24年度）において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(エ) 林道開設及び改良総量

単位：m

区 分	タ イ プ 別	開 設		改 良	
		路線数	延 長	箇所数	延 長
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	—	—	—
	水源かん養タイプ	5	6,550	2	30
森林と人との共生林	自然維持タイプ	—	—	—	—
	森林空間利用タイプ	—	—	—	—
資源の循環利用林		—	—	6	145
その他(併用林道)				1	15
計		5	6,550	9	190

第3次国有林野施業実施計画（斐伊川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成23年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うために必要な林道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

3 林道の整備に関する事項

地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)林道開設及び改良総量の路線別の内訳は次のとおりです。

単位：m

基幹 管理別	開設 改良別	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型 タイプ別	備考
管 理	開 設	程原林道	程原 229	2,600	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		程原林道 232林班支線	程原 232	1,600	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		程原228林班線	程原 228	750	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		程原232林班線	程原 232	600	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		船通山線	船通山 1015	1,000	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
	計	5路線		6,550		
	改 良	吉田林道	吉田 1~4	145	資源の循環利用林	
		熊野林道	熊野 1022・1023	30	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		小田林道	民有地	15	該 当 外	
			3路線(9箇所)		190	

(注) 種類欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指す。